

天文十七年（一五四八）

四月十日、長尾晴景は、三月七日に吉田英忠^{ひでただ}が寄進した賞泉寺領を「新二三九・二三四〇」、六月二十四日には下平修理亮^{しただいらしゆりのすけ}の私領三カ所を安堵する「伊佐早謙採集文書十三」。八月十五日には山村右京亮^{うきやうのすけ}に領地を宛行う「越佐三十八八六」。

九月十一日、関東管領上杉憲当^{のりまさ}（憲政）は、古河公方足利晴氏の嫡子幸千代王丸（のちの藤氏）の元服にあたり、享祿元年（一五二八）に晴氏が元服した際の手順を踏まえ、將軍義藤^{よしふじ}からの偏諱拝領の折衝を晴景へ依頼する「新二七一六」。

景虎、府内に入る。晴景重臣黒田秀忠と対決

景虎、晴景の家督を継ぎ、春日山に入城

九月末には晴景の弟景虎が栃尾城（長岡市）から府内に入り、晴景の重臣黒田秀忠^{くろだひでただ}と対決する「上越別三・五」。当時、守護上杉定実（法号玄清）は実権を晴景に握られ、晴景の下で黒田秀忠が権勢を振るっていた。この状況で定実は晴景の異母弟景虎を担ぎ出す。景虎に攻められた秀忠は、剃髪して降参の意を示し、他国へ退去するといつて和議を求める「上越別五」。

定実が仲介に入り交渉がおこなわれ、景虎は、晴景側の提案である春日山城の明け渡し、つまり晴景が家督を景虎に譲ることを受け入れ、和睦を了承した。十二月晦日、新たな城主として春日山城へ入る「上越別五・一一・一二」。

天文十八年（一五四九）

黒田秀忠の再挙兵

景虎、
再興
応化橋を

長尾景虎のもとに波多岐莊（十日町市）の上野家成から祝儀が届き、一月四日に景虎が返礼する「上越別一〇」。本庄実乃・下條茂勝が副状を出しているが「上越別一一・一二」、その後も実乃は重臣として景虎を支えてゆく。前年に景虎と和議を結び、他国へ退去したはずの黒田秀忠が再び挙兵、景虎は守護定実の了承を得て、秀忠を攻めて一族もろとも滅ぼす「上越別五」。

前年二月に古志郡瑞麟寺（長岡市）の四世樵岩恕昂が死去した「越佐四一八」。二月十六日、景虎は同寺を天応千鶴に安堵し、寺領の郡司不入、諸役免許等を父為景からの先例として認める「上越別一三」。

四月十九日、景虎は平子孫太郎に魚沼郡宇賀地（魚沼市）を安堵する「上越別一四」。この地は長尾政景の家臣金子尚綱との係争地となっていて「上越別二二」、孫太郎は、越後守護代の代替わりを契機に、新当主の景虎に働きかけ安堵を得たとみられる。

同月二十七日、石田惣左衛門尉に府内大橋に設けられた関所の權益を給恩として与え、大破していた大橋の再興を命じる「上越別一六」。同時に府内大橋場掟も定める「上越別一五」。大橋は「越後国頸城郡絵図」（慶長二年作成、米沢市上杉博物館所蔵）にも描かれている「さんせう太夫」で有名な応化橋のこと。

景虎の妻「御新造」

上杉憲政、定実に
関東出兵を要請

晴景を追い当主となった景虎は、晴景と手を結んでいた上田荘(南魚沼市)の長尾政景との関係修復を模索していた。五月ころには目途が立ち、和議が成立するかに見えた。ところが、和睦の条件として求めていた政景弟の出府が実行されず、むしろ両者の緊張は高まっていく「上越別五二」。そうしたなか、六月初旬、宇佐美定満の要害が放火される。定満は、里被官の佐藤と重野の仕業であり、長尾政景の計策によるものと府内へ訴えた「上越一七」。本庄実乃は、「たとえ御新造様の近い御親類であつたとしても、許されることではない」と答えている「上越別一八」。この「御新造」は景虎の妻だと考えられる。栃尾時代の景虎にはすでに妻がいて、その妻は上田長尾氏の一族であつた可能性が高い。

同じころ、平子孫太郎を介して上杉定実あての上杉憲政の書状が届けられる「上越別一九」。関東では、小田原の北条氏綱・氏康父子が版図を広げつつあり、天文十五年(一五四六)四月に、古河公方足利晴氏と扇谷上杉朝定、山内上杉憲政の連合軍が、川越城で北条氏康の軍勢に敗退して以来、憲政は不利な立場に置かれていた。この状況を打開しようと越後守護に復帰した定実を頼ってきたのである。憲政の要求に応えようと、定実は関東出兵の準備を急がせ、七月中旬ごろには出陣することを触れたが「上越別一九・八二」、多大な出費を要する関東出兵には反発も多く、軍勢の招集はうまく進まず「上越別二〇」、このときの出陣は見送られた。

十一月六日、景虎は西古志郡山俣(出雲崎町)三十貫分を平子孫次郎に安堵する「上越二二」。こ

の後に上杉定実からの安堵状が渡されるはずだったが、残されていない。山俣は孫太郎の本領であつたが、この時は松本河内守が知行しており、本領の返還を望む孫太郎の要求が認められたことによる。しかし、松本から了承を得ることは容易ではなく、同月四日には景虎が「上越別三二」、八日には本庄実乃ら景虎の側近らが「上越別二四」、松本の説得を繰り返している。

定実は関東への出陣に意欲をみせたいらしい。十一月十五日、大熊朝秀^{ともひで}は、波多岐莊の上野家成をはじめ、関東へ向かう途上の領主たちへ交通路の整備を依頼するが「上越別二六」、このときも出陣はならなかった。定実は翌年二月に死去するので「名簿」、定実が体調を崩したことが原因ではないだろうか。

天文十九年（一五五〇）

上杉定実没

足利義藤、景虎
に白傘袋・毛氈
鞍覆を許可

二月二十六日、越後守護上杉定実が死去する「名簿」。戒名は天仲玄清大居士^{てんちゆうげんせい}。

景虎は將軍足利義藤（のちの義輝^{よしてる}）へ三千足の銭と太刀一腰の礼物を贈る「上越別二九」。二十八日、大覚寺義俊等の幹旋^{だいかくじぎしゅん}もあつて、足利義晴の子義藤は、病床に就いていた父に代わり、長尾景虎^{しろうかさぶくろ}に白傘袋・毛氈鞍覆^{もうせんぐらふおおい}の使用を許可する「上越別二八・三三」。白傘袋・毛氈鞍覆の免許は、本来守護クラスに限られていたが、このころには守護以外にも与えられるようになっていた。当主となる立場になかった景虎は、莫大な費用にかえても白傘袋・毛氈鞍覆の免許によつて、周囲に